

農業委員会定例会 6月

1. 開催日時 令和4年6月20日 午後2時6分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 5番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について
 - 議案第6号 青年等就農計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 595 m² について■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は6,265 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

■■■■■さんが数年前から■■■■■を植えて管理しており、所有権を移転するだけなので問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番と議案第2号（農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請）と議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、議案第2号は、■■■■■さんが所有していた■■■■■畑 238 m² について■■■■■の■■■■■さんが、■■■■■を建築するための転用申請の許可後の承継を伴う事業計画変更申請となっています。
申請地は、昭和52年11月に転用許可を受けましたが、所有権移転のみなされ、転用事業が実施されていません。■■■■■さんが転用事業を遂行できなくなったため、■■■■■の■■■■■さんに承継し、■■■■■を目的として計画を変更することとしています。
事業計画変更について、審査基準につき、特に支障になるものは無いと判断しています。

議案第1号の4番は、承継を伴う事業計画の変更を行う、■■■■■在住の■■■■■さん所有の

■■■■■畑 238 m² について

議案第4号の3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の

■■■■■畑 337 m² について

■■■■■の■■■■■さんが、議案第1号の4番については譲り受け、議案第4号の3番については新たに借り受け、議案第1号の4番の申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。

■■■■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所有権移転と貸借により575 m²となり、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議案第4号の3番の申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 ■■■■さんと■■■■■さんにお会いして、お話を伺いました。■■■■■さんは長年、■■■■■さんの農地を借りて耕作していたそうです。■■■■■さんの都合により、農地を所有することになりました。その農地に加え、同級生の■■■■■さんの畑を借りて■■■■■を耕作するそうです。■■■■■さんからは、荒らさなければいいとおっしゃっていました。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

事務局 補足で、議案第1号の4番の3条許可は、議案第2号の県の承認まで保留となります。

議長 そういことですが、他に何かありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

5番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 820㎡ について■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11番委員

譲受人の■■■■■さんは、6年ぐらい前に移住されてきた方ですが、私の家が近いので、移住当初から知っています。何事にも一生懸命取り組まれる方なので、■■■■■の栽培や草刈り等の管理もしっかりしてくださると思いますし、特に問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の6番と7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

議案の記載について、7番の譲渡人ですが、代表して■■■■■の住所を記載しています。

6番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■田 243㎡ について

7番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■田 426㎡ について

■■■■■の■■■■■さんが6番については使用貸借権を設定し、7番については譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の貸借と所有権移転で669㎡となり、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各

号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12 番委員 7 番の■■■■は、地目が■■■■となっておりますが、現在、■■■■のような形になっています。(たぶん)■■■■さんの家の横なのでそうなっているのでしょうか。6 番については、■■■■さんから電話連絡があり、(農地の使用について)認めているようで、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第 3 号(非農地証明願承認)の 1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1 番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■田 1,006 m² について
長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2 番委員 ■■■■さんから話を伺いました。ここは、■■■■横にありますが、10 メートル以上の木が生い茂っています。(所有者は)年を取って管理できないので、誰かに購入してもらうために、今回、非農地証明願を申請しているそうです。目立つところなので、(今回の申請を)認めてほしいです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

1 番委員 数年前から■■■■が植えられていて、管理もされており、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■田 1,205 m² について
■■■■の■■■■が、以前の■■■■さんから変更して引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 説明のとおり、更新です。■■■■は大規模な■■■■の生産を行っております。ここの農地では■■■■の管理をしています。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番から6番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理さんよろしくをお願いします。

【会長退席】

8番は、■■■■在住の■■■■さん所有の

■■■■畑 888㎡ について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。

申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の、7番は賃貸借、8番は使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この件については農地機構を通しての貸し借りとなっているようです。現場確認に行ったところ、■■■■さんにお会いしました。その際に、■■■■さんから説明してもらいました。■■■■については、■■■■さんが代表取締役を務めており、熱心に■■■■を栽培されています。問題ないと思いますが、農地機構のご意見も聞かせてください。

専門員 土地所有者の■■■■さんも■■■■さんも、きちんと了解を得られております。なお、(議案(図面))35ページにあります、■■■■、■■■■も、農地機構を通して■■■■が■■■■を植えて管理をしております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の9番から13番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、■■■■在住の■■■■さん所有の

■■■■畑 184㎡ について

10番は、■■■■在住の■■■■さん所有の

■■■■畑 393㎡ について

11番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 85㎡ について

12番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 360㎡ について

13番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 770㎡ について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■さんに貸し付けるものです。

申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の、9番から11番と13番は賃貸借、12番は使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員は私で、現地の確認に行きました。昔は■■■■が植わっており、それから、■■■■が■■■■を栽培し、その後、■■■■が育てていました。今回、農地機構を通して植えるということですが、現在は中程度の荒廃状態で、ぜひ作っていただくとありがたいと思います。■■■■なので、水(の確保)をどうされるかが心配です。■■■■さんは熱心にされているので、ぜひ頑張ってくださいたいです。この件について意見はありますか。

7番委員

今、会長から(農地が)中程度の荒廃状態と伺いましたが、現在、■■■■は植わっていないのですか。

議長

今は(■■■■)は)ありません。雑木が少しありました。畑に戻そうと思ったら、すぐに戻せます。あの一角を全部植えられたら、まだ上にも(農地が)あります。

7番委員

ここは傾斜地で、道も狭いところだと思います。大変な場所を耕作してくださるのだなと思い、質問いたしました。

議長

農地機構の■■■■さんは本人から何か聞いておられますか。

専門員

農地を借りるにあたって、本人も現場を確認しています。栽培作物は、■■■■とありますが、■■■■で使う■■■■を植える

そうです。水についてはどうしても必要な場合は背負って持っていくそうですが、雨だけで大丈夫だそうです。

議長 ■■■で■■■だそうです。他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■畑 155㎡ について
■■■の■■■さんが、■■■を建築するための農用地区域からの除外となっています。

■■■さんは現在、■■■で、■■■いますが、■■■予定であることから手狭になってくるため、■■■を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、両親による子育ての手助けを受けやすく、将来の両親の生活安全を確保することも考えて、近隣に両親が居住する申請地を最適地として選定したようです。

申請地は1方を道を介して、1方を水路を介して宅地に接し、集落に接続しており、また1方が県道に接していることから、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 ■■■さんは1年くらい前から近くで（土地を）場所を探していました。ここには■■■の資材がありましたが、今は更地になっています。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 810㎡ について
■■■■■の■■■■■さんが、■■■■■を建築し、■■■■■を設置するための農用地区域からの除外となっています。
■■■■■さんは現在、■■■■■で、■■■■■
■■■■■で暮らしていますが、■■■■■が近づき、■■■■■
■■■■■建築することとしています。
計画地の選定にあたっては、会社が近いこともあり、申請地が最適地として選定されたようです。
申請地は北東側に道を介して溜池が接し、北西側に道を介して山林が接し、北側に■■■■■があり、北側を接する畑はその道路区域であり、南側にすぐ近く集落があり、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 現場確認に行きました。■■■■■からは■■■■■のようになっており■■■■■として利用する人はいないようなところですが、荒れていた場所がきれいになるので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第6号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案の説明の前に訂正がございます。議案 15 ページの目標を達成するために必要な措置に [] で一式 ([]) とありますが、「台」ではなく「箱」です。

議案第 6 号は、 [] の [] さんからの申請となっております。農業経営の開始は、令和 4 年 5 月 1 日からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっております。

営農類型については、 [] となっております。将来の農業経営の構想としては、 [] の向上を図ることで毎年安定した [] を確保し、 [] [] を目指すことを目標とする内容になっていきます。5 年後には年間農業所得 [] 円、年間労働時間 [] 時間を目指すとのことです。

作付面積の 5 年後の目標は、 []、 [] [] 生産する計画です。一枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、 []、 []、 [] については、 []、 []、 [] を生産量等に合わせて増やす計画となっております。

経営管理に関する目標については、青色申告の実施、予算実績管理とその分析の実施、作業日誌の実施、一枚めくっていただきまして、PC 等を活用してのデータによる [] を掲げています。

農業従事の態様等に関する目標については、繁忙期等の季節労働者の雇用を実施するとのことです。

目標を達成するために必要な措置として、 []、 [] []、 []、 [] を、補助事業及び青年等就農資金を活用して購入することとしています。

議長

この件について意見はありますか。

4 番委員

この方は、 [] を販売し生計を立てるといえるのでしょうか。

事務局

[] の販売と [] と二つの方法で生計を立てられます。

4 番委員

何年ぐらいたてば、(生活の) 目途が立つのでしょうか。

事務局

本人については、この 3 月末で [] での研修が終わり、小豆島町での

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会としては承認するものとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。
会のはじめに会長もおっしゃっていましたが、梅雨に入って暑い日が続いております。皆さん熱中症や体調には十分気を付けて、ご自愛ください。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時54分

議 長 会長

議事録署名人 6番

議事録署名人 7番